



山形県公報

平成15年9月2日(火)
第1471号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                              |               |      |
|------------------------------|---------------|------|
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... | (障害福祉課)       | 1041 |
| 土地改良事業施行の認可.....             | (庄内総合支庁農村計画課) | 1042 |
| 同 .....                      | ( 同 )         | 同    |

### 海区漁業調整委員会関係

### 告 示

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 定置漁業の免許内容に対する公聴会の開催..... | 1043 |
|--------------------------|------|

### 公 告

|                                                       |               |      |
|-------------------------------------------------------|---------------|------|
| 平成16年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校の<br>訓練生の募集..... | (雇用労政課)       | 1044 |
| 平成15年度後期技能検定の実施.....                                  | ( 同 )         | 1046 |
| 平成15年度林業改良指導員資格試験の実施.....                             | (森林研究研修センター)  | 1051 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....                               | (村山総合支庁企画振興課) | 同    |
| 同 .....                                               | (庄内総合支庁企画振興課) | 1052 |
| 都市計画の案を作成することについての公聴会.....                            | (都市計画課)       | 同    |
| 同 .....                                               | ( 同 )         | 1053 |
| 同 .....                                               | ( 同 )         | 同    |
| 同 .....                                               | ( 同 )         | 同    |
| 同 .....                                               | ( 同 )         | 1054 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第836号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年9月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅支援事業者の名称<br>及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                       | 知的障害者<br>居宅支援の種類 | 指 定 年 月 日  |
|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------|------------|
| 社会福祉法人 南陽市社会福祉協議会<br>南陽市赤湯215番地の2 | 南陽市社会福祉協議会訪問介護事業所<br>南陽市赤湯215番地の2 | 知的障害者居宅介護        | 平成15年7月17日 |

|                                         |                                                               |             |            |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人 恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号              | 永寿荘ホームヘルパーセンター<br>鶴岡市茅原町28番10号                                | 知的障害者居宅介護   | 平成15年7月17日 |
| 社会福祉法人 けやき<br>東田川郡三川町大字横山字堤<br>189番地2   | 知的障害者指定居宅介護事業所<br>なの花荘<br>東田川郡三川町大字横山字堤<br>189番地2             | 知的障害者居宅介護   | 平成15年8月22日 |
| 有限会社 そよ風<br>鶴岡市大字下川字東海林場358<br>番地193    | ヘルパーステーション そよ風<br>鶴岡市大字下川字東海林場358<br>番地193                    | 知的障害者居宅介護   | 平成15年8月22日 |
| 特定非営利活動法人 あらた<br>酒田市北新町一丁目1番43号         | 特定非営利活動法人あらた<br>知的障害者デイサービス<br>「民間介護の家たくせい」<br>酒田市北新町一丁目1番43号 | 知的障害者デイサービス | 平成15年6月1日  |
| 社会福祉法人 立川厚生会<br>東田川郡立川町大字狩川字笠山<br>433番地 | 山水園指定知的障害者短期入所<br>事業所<br>東田川郡立川町大字狩川字笠山<br>433番地              | 知的障害者短期入所   | 平成15年8月1日  |
| 社会福祉法人 平田厚生会<br>飽海郡平田町大字檜橋字大柳3<br>番地1   | 寿康園指定知的障害者短期入所<br>事業所<br>飽海郡平田町大字檜橋字大柳3<br>番地1                | 知的障害者短期入所   | 平成15年8月7日  |

## 山形県告示第837号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。  
平成15年9月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
日向川土地改良区
- 2 認可年月日  
平成15年8月13日

## 山形県告示第838号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。  
平成15年9月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
月光川土地改良区
- 2 認可年月日  
平成15年8月13日

海区漁業調整委員会関係

告 示

山形海区漁業調整委員会告示第3号

漁業法(昭和24年法律第276号)第11条第4項の規定により、定置漁業の免許内容等について、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年9月2日

山形海区漁業調整委員会

会 長 齋 藤 辰 男

1 日時及び場所

| 区 分       | 日 時                     | 場 所                                       |
|-----------|-------------------------|-------------------------------------------|
| 鶴岡地区に係るもの | 平成15年9月9日(火)<br>午前10時から | 鶴岡市由良一丁目4番53号<br>山形県漁業協同組合由良総括支所会議室       |
| 温海地区に係るもの | 平成15年9月9日(火)<br>午後2時から  | 西田川郡温海町大字鼠ヶ関乙41番6号<br>山形県漁業協同組合念珠関総括支所会議室 |

2 案 件

(1) イ 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類 | 漁業の名称  | 漁業時期              | 漁場の位置         | 漁場の区域                                                                                                                                           | 制限又は条件                                   |
|------|--------|-------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 定置漁業 | ぶり定置漁業 | 1月1日から<br>8月31日まで | 鶴岡市大字<br>三瀬地先 | 次のイから八までの各点を順次に結んだ線及びイと八を結んだ線によって囲まれた区域<br>イ 定置基点第2号(鶴岡市大字三瀬地内立岩の頂点)から312度(真方向とする。以下同じ。)2,170メートルの点<br>ロ イから305度880メートルの点<br>ハ イから335度880メートルの点 | 漁具の上辺が水面下5メートル以上の深さになるように漁具を設置しなければならない。 |

ロ 免許予定日 平成16年1月1日

ハ 申請期間 告示の日から平成15年10月31日まで

ニ 地元地区 鶴岡市由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、大字三瀬、大字小波渡及び大字堅苔沢

ホ 存続期間 平成16年1月1日から平成20年12月31日まで

(2) イ 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類 | 漁業の名称  | 漁業時期               | 漁場の位置                  | 漁場の区域                                                                                            | 制限又は条件                           |
|------|--------|--------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 定置漁業 | ぶり定置漁業 | 4月1日から<br>12月31日まで | 西田川郡温<br>海町大字鼠<br>ヶ関地先 | 次のイから二までの各点を順次に結んだ線及びイと二を結んだ線によって囲まれた区域<br>イ 定置基点第1号(西田川郡温海町大字鼠ヶ関地内弁天島沖の芽)<br>ロ イから180度100メートルの点 | かき網の基点は沖の芽から100メートル以上離さなければならない。 |

|   |                    |
|---|--------------------|
| ハ | イから259度1,100メートルの点 |
| ニ | イから301度1,050メートルの点 |

口 免許予定日 平成16年1月1日  
 ハ 申請期間 告示の日から平成15年10月31日まで  
 ニ 地元地区 西田川郡温海町大字鼠ヶ関、大字早田、大字小岩川及び大字大岩川  
 ホ 存続期間 平成16年1月1日から平成20年12月31日まで

## 公 告

平成16年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり募集する。

平成15年9月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 募集定員

| 校 名              | 訓練課程        | 訓 練 科 目   | 訓練期間 | 募集定員 |
|------------------|-------------|-----------|------|------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専 門 課 程     | メカトロニクス科  | 2年   | 20名  |
|                  |             | 情報管理システム科 | 2年   | 30名  |
|                  |             | 情報制御システム科 | 2年   | 30名  |
|                  |             | 建築環境システム科 | 2年   | 20名  |
|                  | 専 門 短 期 課 程 | 産業情報専攻科   | 1年   | 10名  |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専 門 課 程     | 制御機械科     | 2年   | 20名  |
|                  |             | 電子情報科     | 2年   | 20名  |
|                  |             | 国際経営科     | 2年   | 20名  |

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める平成16年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成16年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項による。

### 2 試験の期日及び場所

| 校 名           | 訓練課程        | 区 分     | 期 日           | 場 所                           |
|---------------|-------------|---------|---------------|-------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専 門 課 程     | 推薦入学試験  | 平成15年11月9日(日) | 山形県立産業技術短期大学校<br>山形市松栄二丁目2番1号 |
|               |             | 一般入学試験  | 平成16年2月8日(日)  |                               |
|               | 専 門 短 期 課 程 | 第1期選考試験 | 平成15年9月29日(月) |                               |
|               |             | 第2期選考試験 | 平成16年3月2日(火)  |                               |

|                      |         |            |               |                                           |
|----------------------|---------|------------|---------------|-------------------------------------------|
| 山形県立産業技術短期<br>大学校庄内校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験     | 平成15年11月1日(土) | 山形県立産業技術短期<br>大学校庄内校<br>酒田市京田三丁目57番<br>4号 |
|                      |         | 一般入学試験(前期) | 平成16年1月24日(土) |                                           |
|                      |         | 一般入学試験(後期) | 平成16年3月6日(土)  |                                           |

## 3 試験科目

| 校 名                  | 訓練課程    | 区 分                            | 試 験 科 目                                                                                                                                                  |
|----------------------|---------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県立産業技術短期<br>大学校    | 専 門 課 程 | 推薦入学試験                         | 筆記試験(数学 及び数学 )及び面接                                                                                                                                       |
|                      |         | 一般入学試験                         | 筆記試験<br>(1) 数学 及び数学<br>(2) 英語 及び英語<br>(3) 小論文                                                                                                            |
|                      | 専門短期課程  | 第1期選考試験                        | 書類審査及び面接                                                                                                                                                 |
|                      |         | 第2期選考試験                        | 書類審査及び面接                                                                                                                                                 |
| 山形県立産業技術短期<br>大学校庄内校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験                         | 制御機械科及び電子情報科<br>筆記試験(数学 )及び面接<br>国際経営科<br>筆記試験(小論文)及び面接                                                                                                  |
|                      |         | 一般入学試験(前期)<br>及び一般入学試験<br>(後期) | 制御機械科及び電子情報科<br>筆記試験<br>(1) 数学 及び数学<br>(2) 小論文<br>面接<br>国際経営科<br>筆記試験<br>(1) 小論文<br>以下4科目から1科目選択<br>(2) 英語 及び英語<br>(3) 簿記<br>(4) 政治・経済<br>(5) 情報処理<br>面接 |

## 4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に志望する短期大学校に提出すること。

| 校 名               | 訓練課程    | 区 分    | 受 付 期 間                    |
|-------------------|---------|--------|----------------------------|
| 山形県立産業技術短期<br>大学校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験 | 平成15年10月20日(月)から同月31日(金)まで |
|                   |         | 一般入学試験 | 平成16年1月19日(月)から同月30日(金)まで  |

|                      |        |            |                            |
|----------------------|--------|------------|----------------------------|
|                      | 専門短期課程 | 第1期選考試験    | 平成15年9月8日(月)から同月19日(金)まで   |
|                      |        | 第2期選考試験    | 平成16年2月9日(月)から同月20日(金)まで   |
| 山形県立産業技術短期<br>大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験     | 平成15年10月14日(火)から同月24日(金)まで |
|                      |        | 一般入学試験(前期) | 平成16年1月5日(月)から同月16日(金)まで   |
|                      |        | 一般入学試験(後期) | 平成16年2月20日(金)から同月27日(金)まで  |

## 5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成16年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成16年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 専門短期課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成16年度山形県立産業技術短期大学校専攻科生募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)、山形県立産業技術短期大学校(電話023(643)8431)又は山形県立産業技術短期大学校庄内校(電話0234(31)2300)に問い合わせること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成15年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成15年9月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 技能検定の実施職種

## (1) 特級

| 検 | 定 | 職 | 種       |
|---|---|---|---------|
| 鋳 |   |   | 造       |
| 金 | 属 | 熱 | 処 理     |
| 機 | 械 | 加 | 工       |
| 放 | 電 | 加 | 工       |
| 金 | 型 | 製 | 作       |
| 金 | 属 | プ | レ ス 加 工 |
| 工 | 場 | 板 | 金       |
| め |   | つ | き       |
| 仕 |   | 上 | げ       |
| 機 | 械 | 検 | 査       |

|   |   |   |   |       |
|---|---|---|---|-------|
| ダ | イ | カ | ス | ト     |
| 機 | 械 | 保 | 全 |       |
| 電 | 子 | 機 | 器 | 組立    |
| 電 | 気 | 機 | 器 | 組立    |
| 半 | 導 | 体 | 製 | 品製造   |
| プ | リ | ン | ト | 配線板製造 |
| 自 | 動 | 販 | 売 | 機調    |
| 光 | 学 | 機 | 器 | 製     |
| 内 | 燃 | 機 | 関 | 組立    |
| 空 | 気 | 圧 | 装 | 置組立   |
| 油 | 圧 | 装 | 置 | 調     |
| 建 | 設 | 機 | 械 | 整備    |
| 婦 | 人 | 子 | 供 | 服製    |
| 紳 | 士 | 服 | 製 |       |
| プ | ラ | ス | チ | ック成形  |
| パ | ン | 製 |   |       |

(2) 1級及び2級

| 検 定 職 種 | 検 定 作 業                             |
|---------|-------------------------------------|
| さ く 井   | 口 - タ リ - 式 さ く 井 工 事 作 業           |
| 金 型 製 作 | プ ラ ス チ ッ ク 成 形 用 金 型 製 作 作 業       |
| 鉄 工     | 構 造 物 現 図 作 業                       |
| 工 場 板 金 | 機 械 板 金 作 業                         |
|         | 数 値 制 御 タ レ ッ ト パ ン チ プ レ ス 板 金 作 業 |
| 機 械 検 査 | 機 械 検 査 作 業                         |

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 機 械 保 全             | 機 械 系 保 全 作 業           |
|                     | 電 気 系 保 全 作 業           |
|                     | 設 備 診 断 作 業             |
| 電 気 機 器 組 立 て       | シ ー ケ ン ス 制 御 作 業       |
| 半 導 体 製 品 製 造       | 集 積 回 路 チ ッ プ 製 造 作 業   |
|                     | 集 積 回 路 組 立 て 作 業       |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造   | プ リ ン ト 配 線 板 製 造 作 業   |
| 自 動 販 売 機 調 整       | 自 動 販 売 機 調 整 作 業       |
| 光 学 機 器 製 造         | 光 学 機 器 組 立 て 作 業       |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て     | 空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業     |
| 油 圧 装 置 調 整         | 油 圧 装 置 調 整 作 業         |
| 農 業 機 械 整 備         | 農 業 機 械 整 備 作 業         |
| 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 | 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業 |
| 婦 人 子 供 服 製 造       | 婦 人 子 供 既 製 服 縫 製 作 業   |
| 和 裁                 | 和 服 製 作 作 業             |
| 機 械 木 工             | 数 値 制 御 ル ー タ 作 業       |
| 家 具 製 作             | い す 張 り 作 業             |
| 製 版                 | D T P 作 業               |
| 石 材 施 工             | 石 材 加 工 作 業             |
| 建 築 大 工             | 大 工 工 事 作 業             |
| か わ ら ぶ き           | か わ ら ぶ き 作 業           |
| 配 管                 | 建 築 配 管 作 業             |
| 厨 房 設 備 施 工         | 厨 房 設 備 施 工 作 業         |
| 型 枠 施 工             | 型 枠 工 事 作 業             |



|            |                        |
|------------|------------------------|
| 鉄筋施工       | 鉄筋施工図作成作業              |
|            | 鉄筋組立て作業                |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事作業           |
| 防水施工       | アスファルト防水工事作業           |
|            | 合成ゴム系シート防水工事作業         |
|            | 塩化ビニル系シート防水工事作業        |
|            | 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 |
| カーテンウォール施工 | 金属製カーテンウォール工事作業        |
| ガラス施工      | ガラス工事作業                |
| 機械・プラント製図  | 機械製図手書き作業              |
|            | 機械製図CAD作業              |
| 電気製図       | 配電盤・制御盤製図作業            |
| 金属材料試験     | 組織試験作業                 |
| 塗装         | 鋼橋塗装作業                 |
| 舞台機構調整     | 音響機構調整作業               |

## (3) 3級

|           |             |
|-----------|-------------|
| 検定職種      | 検定作業        |
| 仕上げ       | 機械組立仕上げ作業   |
| 機械検査      | 機械検査作業      |
| 機械保全      | 機械保全作業      |
| プリント配線板製造 | プリント配線板製造作業 |
| プラスチック成形  | 射出成形作業      |
| 配管        | 建築配管作業      |
| 電気製図      | 配電盤・制御盤製図作業 |

## (4) 単一等級

| 検 定 職 種   | 検 定 作 業                 |
|-----------|-------------------------|
| 製 麵       | 機 械 乾 麵 製 造 作 業         |
| 樹脂接着剤注入施工 | 樹 脂 接 着 剤 注 入 工 事 作 業   |
| バルコニー施工   | 金 属 製 バ ル コ ニ ー 工 事 作 業 |

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定手数料の額)に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 場 所                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成15年11月28日(金)から平成16年2月22日(日)までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成16年2月1日(日)<br>1級及び2級<br>機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験<br>3級<br>機械検査、配管                                                                                                                                                                                                                                                   |                    |
|         | 平成16年2月4日(水)<br>1級及び2級<br>舞台機構調整                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    |
|         | 平成16年2月8日(日)<br>特級<br>鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造<br>1級及び2級<br>さく井、金型製作、鉄工、工場板金、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、石材施工、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、塗装<br>3級<br>仕上げ |                    |

|                                                                            |  |
|----------------------------------------------------------------------------|--|
| 単一等級<br>樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工                                                  |  |
| 平成16年2月15日(日)<br>1級及び2級<br>機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、和裁、製版、厨房設備施工、電気製図 |  |
| 3級<br>機械保全、プリント配線板製造、電気製図、プラスチック成形                                         |  |
| 単一等級<br>製麺                                                                 |  |

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成15年9月30日(火)から同年10月10日(金)までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)又は山形県職業能力開発協会(電話023(644)8562)に問い合わせること。

森林法(昭和26年法律第249号)第187条第5項及び山形県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月県条例第13号)第2条の規定により、平成15年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成15年9月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日 時

- イ 筆記試験 平成15年11月19日(水) 午後1時から  
ロ 口述試験 平成15年11月20日(木) 午前9時30分から

## (2) 場 所

寒河江市大字寒河江丙2707  
山形県森林研究研修センター 研修館研修室

## 2 受験手続

受験願書を平成15年10月1日(水)から同月17日(金)までの間に寒河江市大字寒河江丙2707山形県森林研究研修センター普及指導部に提出すること(郵送による提出の場合は、同月17日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)

## 3 その他

詳細については、山形県森林研究研修センター普及指導部(電話0237(84)4301)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年9月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 申請のあった年月日

平成15年8月11日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 山形県トレーナー協会

## (2) 代表者の氏名

大島 義彦

(3) 主たる事務所の所在地

山形市桜田西四丁目1番14号 大島医院内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、山形県民に対して、健康づくり・スポーツ競技力向上に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年9月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成15年7月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 ウィルビー

(2) 代表者の氏名

佐藤 寿之

(3) 主たる事務所の所在地

山形県酒田市御成町11-1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民が活力ある地域社会を創る為に、社会起業家(ソーシャルアントレプレナー)として、自ら非営利活動として公益的事業を実践しつつ、その情報の発信地・研究所としての活動展開を図っていくことを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、八幡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年9月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 日 時

平成15年9月18日(木) 午後1時30分

2 場 所

東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1

庄内総合支庁12号、13号会議室

3 都市計画の案の概要

次のとおりとする。(「次のとおり」は省略し、その関係書類を土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課に備え置いて閲覧に供する。)

4 その他

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成15年9月12日(金)までに、意見の要旨、その理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面を土木部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に提出すること。

(2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。

(3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。

(4) 代理人による意見の陳述は、認めない。

(5) 詳細については、山形市松波二丁目8番1号土木部都市計画課(電話023(630)2588)に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、藤島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年9月2日

山形県知事 高橋和雄

1 日 時

平成15年9月18日(木) 午後3時30分

2 場 所

東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1  
庄内総合支庁12号、13号会議室

3 都市計画の案の概要

次のとおりとする。(「次のとおり」は省略し、その関係書類を土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課に備え置いて閲覧に供する。)

4 その他

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成15年9月12日(金)までに、意見の要旨、その理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面を土木部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に提出すること。
- (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
- (4) 代理人による意見の陳述は、認めない。
- (5) 詳細については、山形市松波二丁目8番1号土木部都市計画課(電話023(630)2588)に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年9月2日

山形県知事 高橋和雄

1 日 時

平成15年9月19日(金) 午前10時

2 場 所

東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1  
庄内総合支庁12号、13号会議室

3 都市計画の案の概要

次のとおりとする。(「次のとおり」は省略し、その関係書類を土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課に備え置いて閲覧に供する。)

4 その他

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成15年9月12日(金)までに、意見の要旨、その理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面を土木部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に提出すること。
- (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
- (4) 代理人による意見の陳述は、認めない。
- (5) 詳細については、山形市松波二丁目8番1号土木部都市計画課(電話023(630)2588)に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、温海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年9月2日

山形県知事 高橋和雄

1 日 時

平成15年9月19日(金) 午後1時30分

2 場 所

東田川郡三川町大字横山字袖東19番地 1  
庄内総合支庁12号、13号会議室

3 都市計画の案の概要

次のとおりとする。(「次のとおり」は省略し、その関係書類を土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課に備え置いて閲覧に供する。)

4 その他

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成15年9月12日(金)までに、意見の要旨、その理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面を土木部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に提出すること。
- (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べるることができる者を選定することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
- (4) 代理人による意見の陳述は、認めない。
- (5) 詳細については、山形市松波二丁目8番1号土木部都市計画課(電話023(630)2588)に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、櫛引都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年9月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 日 時

平成15年9月19日(金) 午後3時30分

2 場 所

東田川郡三川町大字横山字袖東19番地 1  
庄内総合支庁12号、13号会議室

3 都市計画の案の概要

次のとおりとする。(「次のとおり」は省略し、その関係書類を土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課に備え置いて閲覧に供する。)

4 その他

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成15年9月12日(金)までに、意見の要旨、その理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面を土木部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に提出すること。
- (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べるることができる者を選定することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
- (4) 代理人による意見の陳述は、認めない。
- (5) 詳細については、山形市松波二丁目8番1号土木部都市計画課(電話023(630)2588)に問い合わせること。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤                    | 正                     |
|------------|------------|-----|----|----------------------|-----------------------|
| 平成15. 4.11 | 第1430号     | 505 | 29 | 鶴岡村山線                | 鶴岡村上線                 |
| 同 5. 9     | 第1438号     | 661 | 28 | 同 字原二4169番地1まで       | 同 字原二4169番1まで         |
| 同 7.18     | 第1458号     | 905 | 6  | 79.0                 | 79                    |
| 同          | 同          | 同   | 16 | 32.0                 | 32                    |
| 同 8.12     | 第1465号     | 985 | 34 | 飽海郡余目町大字京島字海道端18番1から | 東田川郡余目町大字京島字海道端18番1から |